令和５年５月８日

保護者の皆様へ

宮崎農業高等学校
校長　奥平　博徳

新型コロナウイルス感染症に関する出席停止の取り扱いについて

感染症法５類（学校感染症第２種）への移行に伴い、令和５年５月８日以降の新型コロナウイルス感染症の出席停止期間等の取り扱いについて以下の通りとします。

１　新型コロナウイルス感染症の出席停止期間
発症した後、５日を経過し、かつ、症状が軽快した後１日を経過するまで

（例１）発症後、４日目までに症状軽快しているため、６日目から登校可

発症日				症状軽快		登校可能
０日目	１日目	２日目	３日目	４日目	５日目	６日目

（例２）発症後、５日目まで症状が続いていたため、６日目まで療養し７日目から登校可

発症日					症状軽快		登校可能
０日目	１日目	２日目	３日目	４日目	５日目	６日目	７日目

２　出席停止手続きの流れについて
①　学校感染症（新型コロナウイルス感染症を含む）と診断された場合は学校（担任）に連絡をしてください。また、登校再開日等について担任と確認してください。
②　学校感染症（新型コロナウイルス感染症を含む）による欠席の場合は、「学校感染症出席停止報告書」と「調剤明細書（氏名、受診日、病院名、処方薬名が分かるもの）のコピー」を登校再開後速やかに提出してください。※陰性証明書や診断書等の提出は必要ありません。

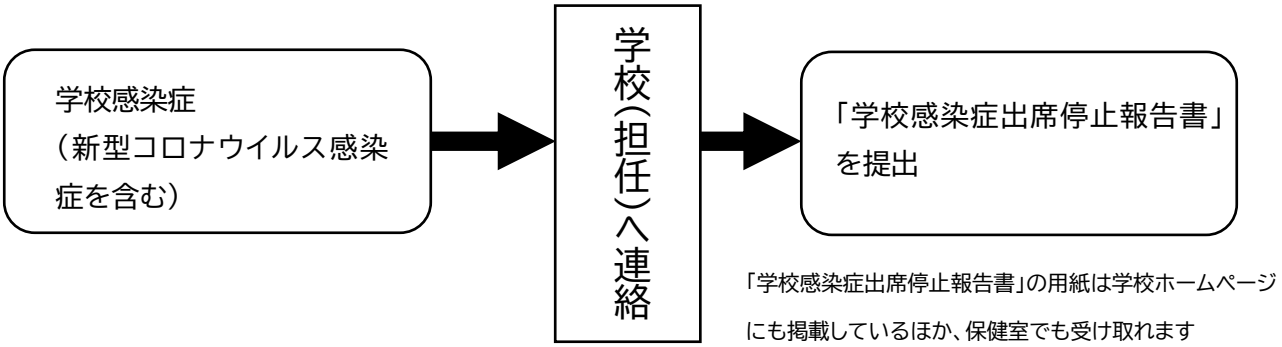

３　その他
・新型コロナウイルス感染症と診断された場合のみ出席停止となります（新型コロナウイルス感染症と診断されていない発熱等の症状は出席停止にはなりません）。
・出席停止解除後、発症から 10 日を経過するまでは感染拡大防止のためマスクの着用を推奨します。